

# 事業者の方々の入館について (入館許可証着用のお願い)

昨今の医療環境の変化から、病院におけるセキュリティ強化及び感染対策が一層重要になってきております。

その一環として、当院では皆様の院内活動並びに出入りの状況を適切に管理するために、入退館管理を実施することにいたしましたので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

## ○入館許可証のお手続き

当院に出入りするすべての業者には、「入館許可証」を着用していただくことをルールとしています。2階事務受付までお尋ねください。手続き後に「入館許可証」を貸与します。

なお、業務終了後は速やかに退出し、必ず「入館許可証」をご返却ください。

## ○入館手続きが必要な業種

- ・製薬企業 (MR)
- ・医療機器企業
- ・医療品卸業
- ・医療機器卸業
- ・装具業者
- ・医療情報システム企業
- ・保険外交員
- ・施設・設備企業
- ・その他

## ○入館手続きが不要な業種

- ・警察署員、消防・救急隊員、保健所等の官庁関係者
- ・周防大島町病院事業局職員 (必ず職員証を装着してください)
- ・運送業者、郵政・逓送事業者
- ・食品納入業者 (必ず名札を着用してください)
- ・その他病院長が認めた事業者

## ○入館時のご注意

- ・入館後、速やかな業務の着手・完了にご協力ください。
- ・診療や看護に支障をきたしたり、患者さんのご迷惑にならないようお願いします。
- ・感染症発生時期における不要不急の来院は、ご遠慮ください。  
また、手指衛生の徹底、マスクの着用をお願いいたします。
- ・当院の規律保持にご協力いただけない場合は、以降の入館をお断りすることがあります。
- ・業務終了後は速やかに退出し、必ず「入館許可証」をご返却ください。

ご協力の程よろしくお願い致します。

令和2年11月19日

周防大島町立大島病院 院長

